

## 損失補償契約書

補償金	千	百	十	万	千	百	十	円

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業の施行に伴い、末尾記載の仮換地（以下「仮換地」という。）を使用収益できない状態で末尾記載の建築物等を解体収去して、仮換地が使用可能となった時点で再築する方法をとること（以下「中断移転」という。）に伴い生じる損失について、建物所有者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）との間に、上記補償金及び次の条項により補償契約を締結する。

第1条 上記金額は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、中断移転に伴い生じる損失の補償として乙が甲に対し支払うものとし、甲は上記金額を除くほか今後一切請求しないものとする。

第2条 本契約に基づく頭書の補償金は、甲の請求により次の日程に従い支払うものとする。

平成 年 月 日 以降 金	円
平成 年 月 日 以降 金	円
平成 年 月 日 以降 金	円
平成 年 月 日 以降 金	円

第3条 甲は、本契約締結後に末尾記載の土地の借地権を他に譲渡してはならない。ただし、特別な事情がある場合、甲は乙の承諾を得るとともに、乙の指示に従うこと。

第4条 第1条に定める契約期間内に仮換地の使用収益が可能となった場合、乙が通知する仮換地の使用収益開始日以降の補償は行わないものとし、また、未払い金については、日割り計算により支払うものとする。

第5条 甲が本契約締結後に末尾記載の土地の借地権を他に譲渡した場合、乙が本契約の権利の継承を認めるときを除き、借地権の譲渡の日以降の補償は行わないものとし、また、未払い金については、日割り計算により支払うものとする。

第6条 第1条に定める契約期間終了後において仮換地が使用収益できない場合、別途損失補償契約を締結することとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名

乙 大阪市

契約担当者 大阪市都市整備局長

従前地			仮換地			建物
町丁名	地番	面積	街区	符号	面積	
淀川区		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>